

労働科学研究所における新型インフルエンザ流行に対する対応

2009年5月18日

財団法人労働科学研究所 所長 酒井一博

副所長（医師） 吉川 徹

1. 対応方針

2009年5月16日の新型インフルエンザ（H1N1）の国内発生および流行拡大を受け、財団法人労働科学研究所では、本流行に関連して所員の健康と安全を守り、当該流行に対する所員とその家族等への健康不安等に対応します。また、流行拡大防止に関する政府・自治体の基本方針および当所の設立方針に基づいて、産業界の各企業・大学・研究機関、関連団体ならびに維持会員に対して、適切な情報を発信し、対応を行います。

2. 当面の対応内容(5月18日12時現在)

- 1) 当所に来訪する方の体調確認（熱や咳、体調の悪い方はご申告ください）の通知を来訪者がわかる場所に掲示します。
- 2) 症状のある方との接触可能性のある所員（所外での打ち合わせ等、会議や打ち合わせ）に対し感染予防策について周知します（5月18日午後、所内共同部屋）。参加できない所員は厚労省のウェブを必ずみてください（12分30秒）。
You Tube「新型インフルエンザから身を守る知っておきたい感染予防策」
<http://www.youtube.com/watch?v=WNQ7Y9d4D4k&feature=related>
- 3) 所内で開催される会議、および外部会議への出席は当面制限しません。個人でできる感染予防策を励行してください。
- 4) 労研が主催する講演会・セミナーなどは自粛しない方針とします。しかし、流行地域において自治体からの要請、地域の企業対応などから、中止または延期が望ましいと、所長もしくは担当責任者が判断した際はこの限りではありません。
- 5) 流行地域においては、休園・休校に関連して家族の対応が必要、家族に新型インフルエンザ等に関連して病者が発生し、その介護にあたらなければならない所員に対しては、本人の申請に基づき自宅勤務対応とします。その際は、自宅勤務を行う理由、一日の業務内容の申告、および報告を上司を通じて所に文書で行ってください。有休によるものは上記に該当しません。
- 6) 所員がブタ由来インフルエンザA（H1N1）に感染し休業が必要な際は、所の規定にしたがって病休を取得するなどの対応をしてください。

3. 所員の皆さんへ(5月16日労研ML発信文書から)

- 1) ご家族で学校が休みになった際の対応（労研を休むとか）を相談する。
- 2) 公共交通機関の利用を控える、込んでいる車両は避ける、咳のある人に近づかない。
- 3) つり革などを触ることもあるので（接触感染）、外出後の手洗いをこまめに。
- 4) 体がだるい、熱、咳などの症状がある場合は早めに休む。必要に応じて、医療機関に受診する。
- 5) 今後の流行の程度によっては、出張や講演、労研に関連した仕事に関してなんらかの制限も発生する可能性があります。

なお、今後の流行状況や政府・自治体の方針によって、上記を変更する可能性があります。

以上